

# 第3期占冠村 子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月  
占冠村



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定方法.....	3
5 子ども・子育て支援をめぐる国の動向.....	4
<b>第2章 子どもと子育てを取り巻く環境</b> .....	<b>5</b>
1 人口の動向.....	5
2 産業・就労の状況.....	8
3 保育サービス等の状況.....	10
4 ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境.....	14
<b>第3章 第2期計画の実施状況</b> .....	<b>18</b>
1 教育・保育事業の実施状況.....	18
2 地域子ども・子育て支援事業の実施状況.....	19
3 子育て関連施策の実施状況.....	22
<b>第4章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>29</b>
1 基本理念.....	29
2 計画の基本的な視点.....	30
3 計画の基本目標.....	32
4 計画の施策体系.....	33
<b>第5章 施策の展開</b> .....	<b>34</b>
基本目標1 地域における子育ての支援.....	34
基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり.....	37
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	39
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備.....	41
基本目標5 支援を必要とする子どもなどへの取組の推進.....	43
<b>第6章 子ども・子育て支援事業計画</b> .....	<b>45</b>
1 子ども・子育て支援制度の概要.....	45
2 教育・保育提供区域について.....	47
3 児童人口の将来推計.....	48
4 教育・保育施設の需要量及び確保の方策.....	49
5 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策.....	51
6 教育・保育の一体的提供の推進.....	58
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	59
8 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実.....	59

第7章 計画の推進.....	61
1 計画の推進体制.....	61
2 計画の点検・評価・改善.....	61
資料編.....	62
1 占冠村子ども・子育て会議条例.....	62
2 占冠村子ども・子育て会議 委員名簿.....	63
3 計画策定経過.....	63
4 根拠法令.....	64

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

我が国の出生数をみると、第1次ベビーブーム期（昭和22年～昭和24年）には約270万人、第2次ベビーブーム期（昭和46年～昭和49年）には約210万人でしたが、その後減少が続き、人口動態統計（概数）による令和5年の出生数は72万7,277人で統計を開始した明治32年以来最少の数字となっています。

また、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていた合計特殊出生率は第2次ベビーブーム期には約2.1まで低下、平成17年には1.26まで落ち込み、その後、平成27年には1.45まで回復したものの、令和5年には1.20と過去最低となっています。

我が国では少子化社会対策大綱に基づく少子化対策や子ども・子育て支援法（平成27年施行）に基づく子育て支援の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。

そのような中、当村においては令和2年度に「第2期占冠村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組んできました。

「第2期占冠村子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度末に終期を迎えることとなるため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や北海道の動きを反映するとともに、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長することができる社会の実現を目指した取組を総合的、効果的に推進するため、「第3期占冠村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

「第3期占冠村子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「次世代育成支援市町村行動計画」を一体的に策定します。

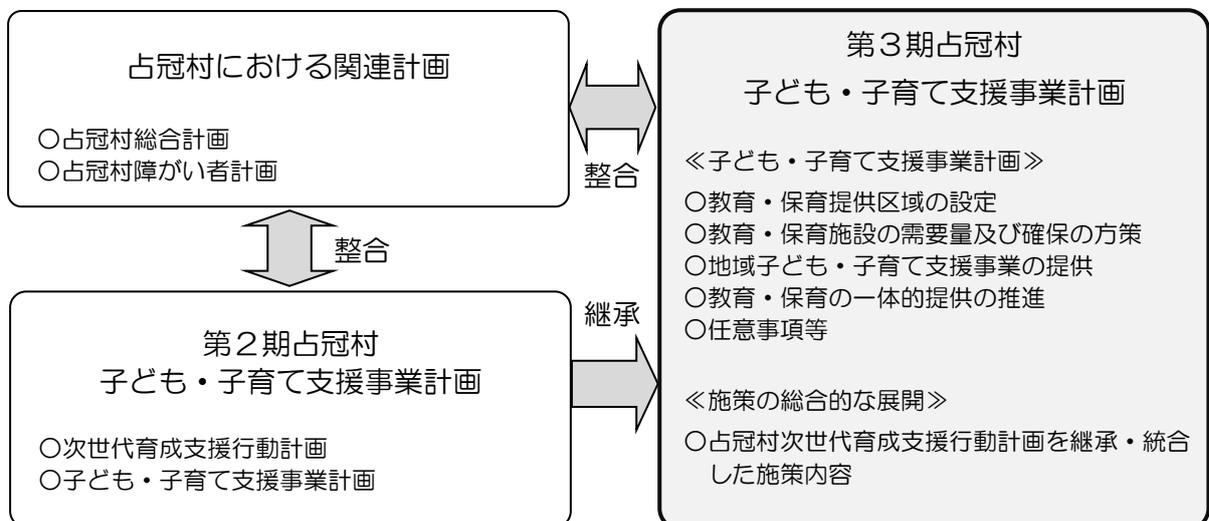
また、本計画は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条における「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」としても位置付け、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえ、子どもの未来を応援するための施策を盛り込むとともに、当村の最上位計画である「占冠村総合計画」や村の福祉関係計画等と整合を図ります。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 《策定義務あり》	次世代育成支援市町村行動計画 《努力義務》	こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画 (市町村計画) 《努力義務》
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「占冠村総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画	○子どもの貧困対策に向けた対策を講じるための市町村計画 ○「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、子どもの未来を応援するための計画



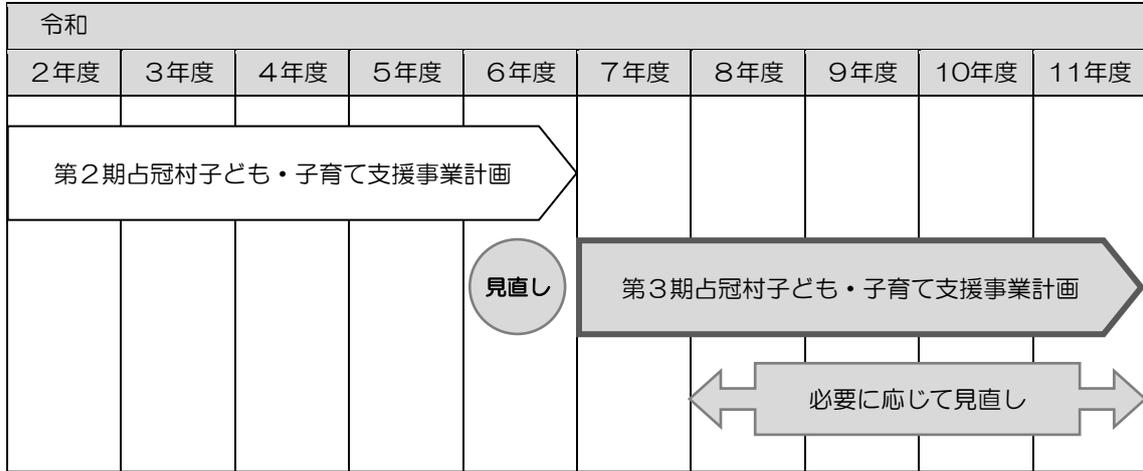
### 第3期占冠村子ども・子育て支援事業計画

○占冠村の次世代育成及び子ども・子育て支援の関連計画



### 3 計画の期間

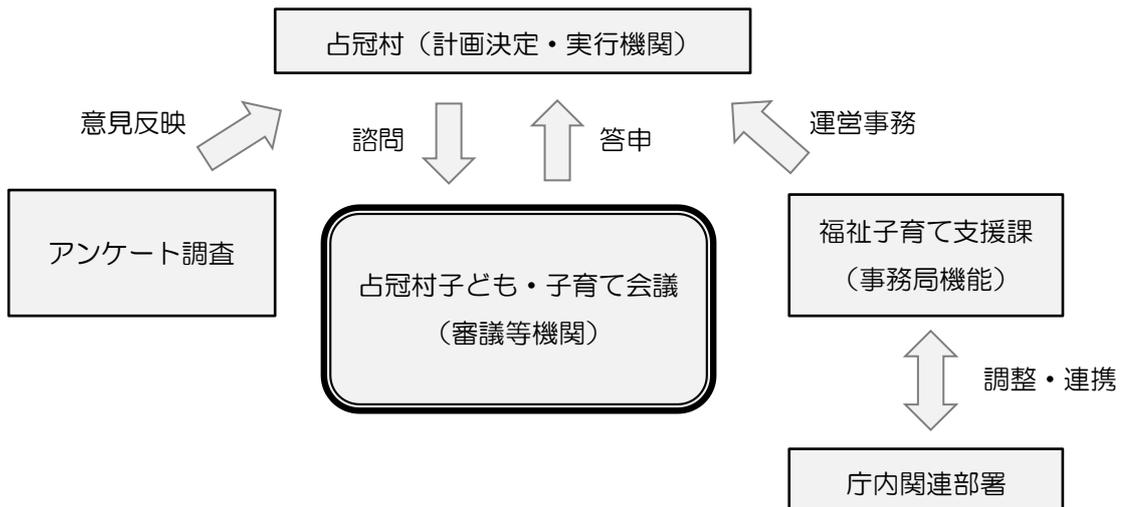
第3期占冠村子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合もあります。



### 4 計画の策定方法

#### (1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条に定められている合議制の機関である「占冠村子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行いました。



## (2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施

占冠村の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、未就学児童及び小学生の保護者を対象に実施しました。

対象者	令和6年6月1日現在 占冠村に在住する未就学児童及び小学生の全保護者（46世帯）
調査方法	・郵送法（郵送による配布・回収）
調査期間	令和6年6月
配布数	46票
回収数（回収率）	30票（65.2%）

## 5 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

また、「こども基本法」に基づき、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されることになりました。

### ■こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

#### ・定義（第2条関連）

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

#### ・地方公共団体の責務（第5条関連）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### ・都道府県こども計画等（第10条関連）

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

## 第2章 子どもと子育てを取り巻く環境

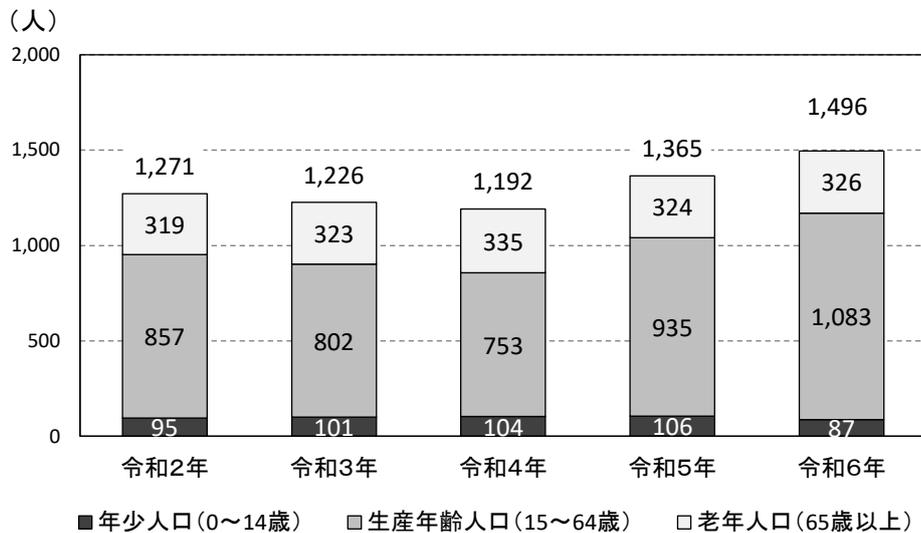
### 1 人口の動向

#### (1) 人口の状況

当村の総人口は令和4年までは減少傾向にありましたが、外国人就労者の増加を主な要因として令和5年から総人口は増加に転じており、令和6年は1,496人となっています。

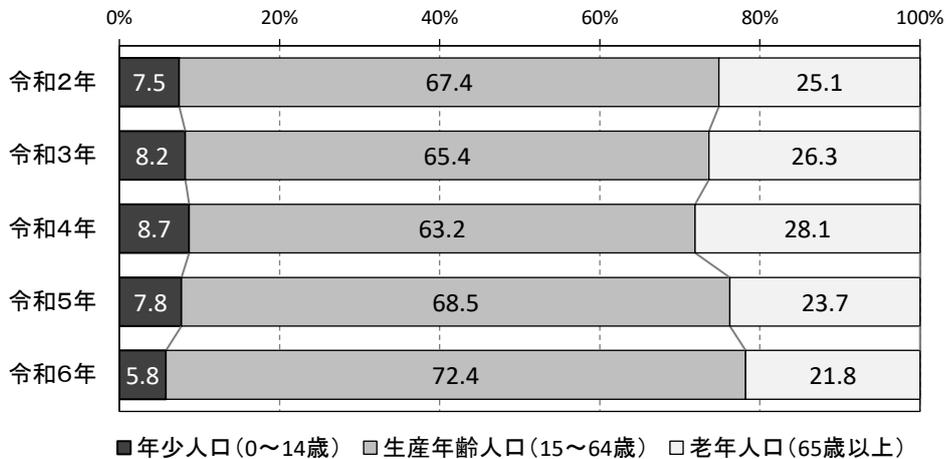
このうち、15歳未満の年少人口は87人で、総人口の5.8%となっています。

#### ■ 占冠村の3階層別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

#### ■ 占冠村の3階層別人口構成比の推移

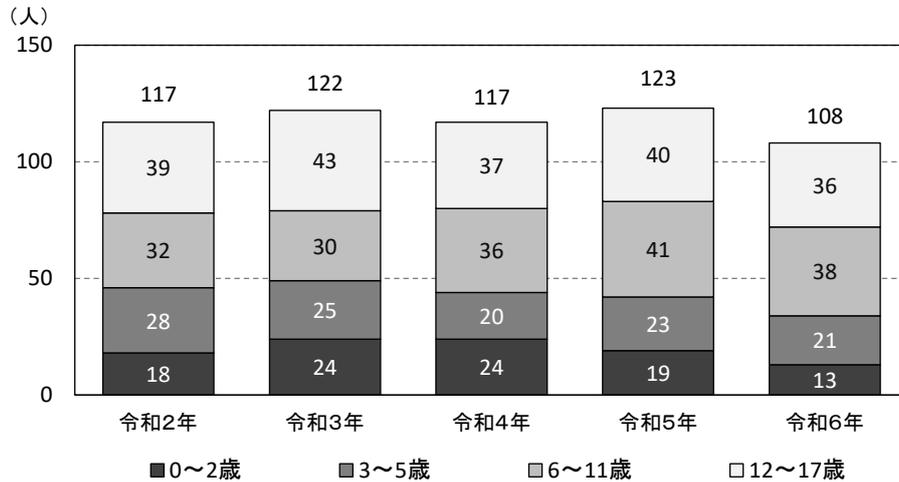


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## (2) 児童人口の推移

18歳未満の児童人口は令和2年以降微増傾向にあり、令和5年には123人となりましたが、令和6年は108人に減少しています。

### ■児童人口の推移



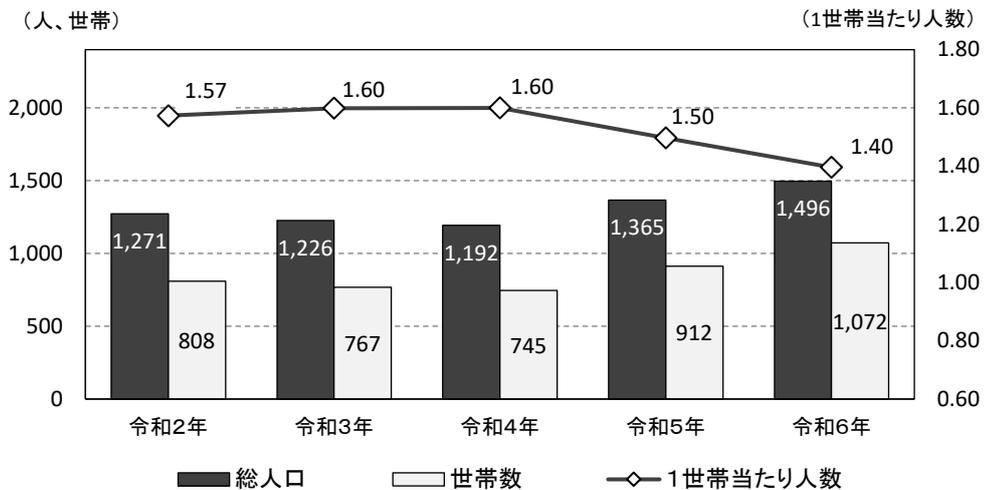
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## (3) 世帯の状況

世帯数は令和4年までは減少傾向で推移していましたが、令和5年から増加に転じており令和6年は1,072世帯となっています。

1世帯当たり人員は令和4年まで横ばいに推移していましたが、令和5年から減少し、令和6年は1.40人となっています。

### ■世帯数等の推移



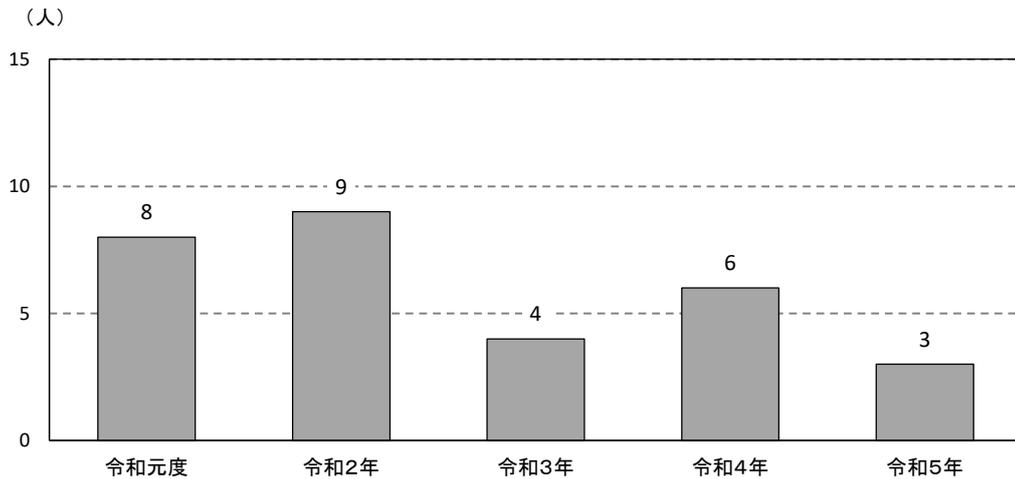
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

### (4) 出生の状況

出生数は、令和2年まで横ばいに推移していましたが、令和3年で4人に減少し、令和4年は6人、令和5年では3人となっています。

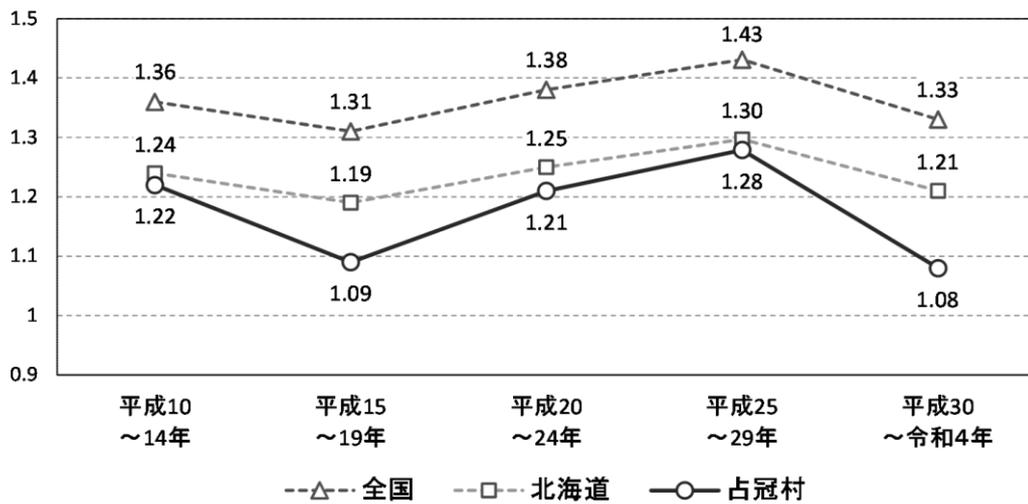
合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの平均数）は、全国、北海道よりも低い状況が続いています。

#### ■出生数の推移



資料：道北地域保健情報年報

#### ■合計特殊出生率の推移



資料：道北地域保健情報年報

## 2 産業・就労の状況

### (1) 産業・雇用の状況

15歳以上の就業者数を産業別（大分類）にみると、減少していた第1次産業は平成22年からおおむね横ばいに推移していますが、第2次産業は減少が続いている状況です。

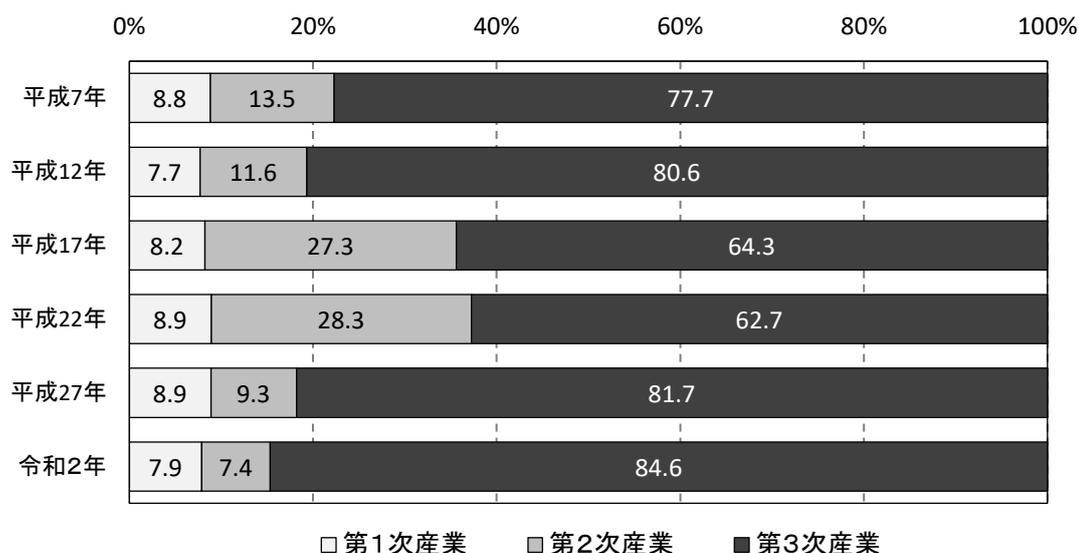
第3次産業は平成22年の534人から増加に転じており、令和2年は740人となっています。

■産業別 15歳以上就業者数の推移

区分	就業者数(人)					
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	1,358	1,181	1,167	851	743	875
第1次産業	120	91	96	76	66	69
農業	71	60	68	51	46	52
林業	49	31	28	25	20	17
漁業	0	0	0	0	0	0
第2次産業	183	137	319	241	69	65
鉱業	0	1	3	0	0	0
建設業	95	78	276	208	34	36
製造業	88	58	40	33	35	29
第3次産業	1,055	952	750	534	607	740
電気・ガス・水道	0	3	1	1	1	1
運輸・通信業	36	36	31	54	41	39
卸売・小売	139	95	55	42	37	42
金融・保険	5	7	4	6	3	3
不動産業	1	2	0	2	1	0
サービス業	768	722	555	340	421	564
公務	106	87	104	89	103	91
*分類不能の産業	0	1	2	0	1	1

資料：国勢調査

■産業大分類別 人口割合の推移



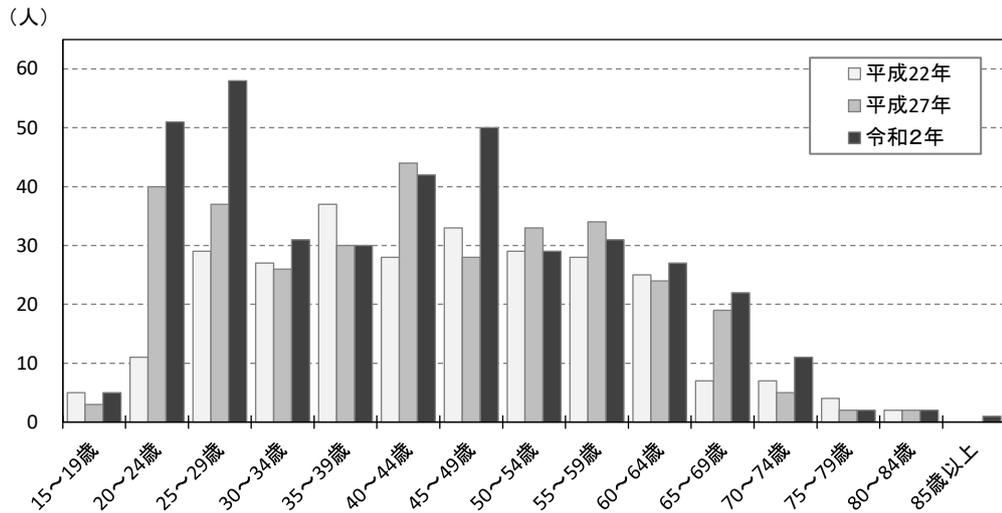
資料：国勢調査

## (2) 女性の就労状況

女性の年齢階層別就業者数の推移をみると、20～24歳、25～29歳、45～49歳の就業者数は平成22年から大きく増加しています。

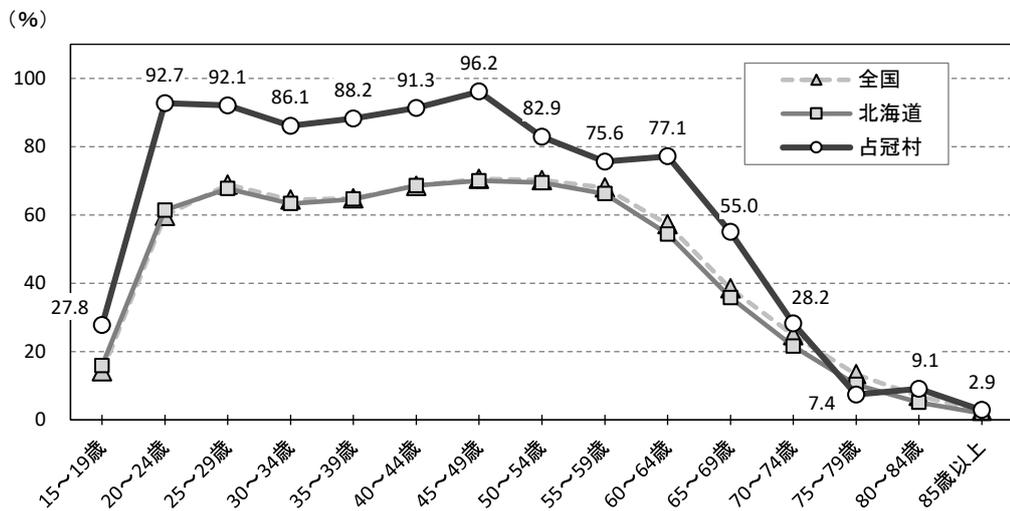
年齢階層別の就業率をみると、当村は概ね全年齢階層で全国、北海道よりも就業率が高い状況ですが、70歳以上は北海道及び全国と同等レベルの就業率となっています。

■女性の年齢階層別就業者数の推移



資料：国勢調査

■女性の年齢階層別就業率



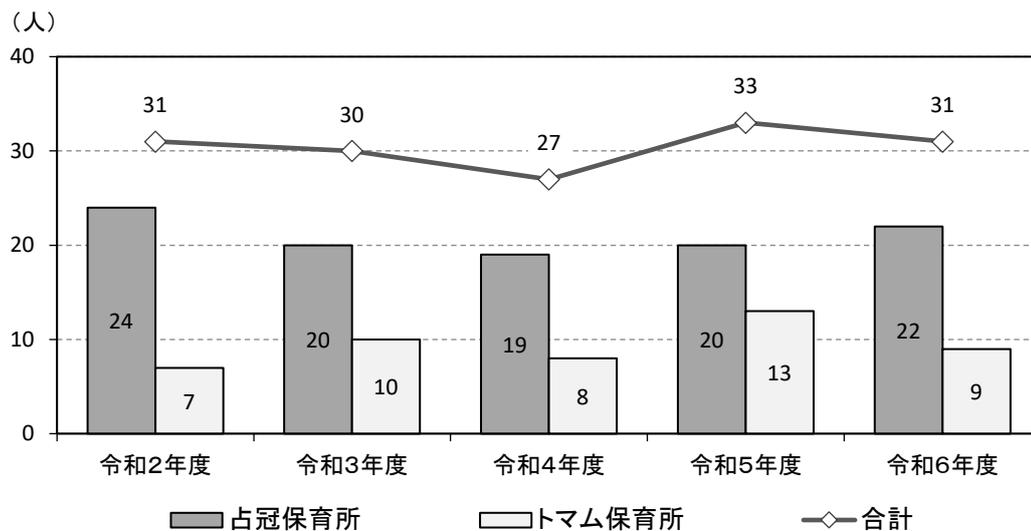
資料：国勢調査（令和2年）

### 3 保育サービス等の状況

#### (1) 保育所の状況

当村は占冠中央地区の「占冠保育所」とトمام地区の「トمام保育所」の2箇所設置しています。園児数合計をみると、令和4年度の27人から増加傾向となっており、令和6年度は31人となっています。

##### ■園児数の推移



資料：福祉子育て支援課（各年4月1日現在）

##### ■保育所の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所数 (箇所)	2	2	2	2	2
定員数 (人)	100	100	100	100	100
園児数 (人)	31	30	27	33	31
利用率 (%)	23.8	23.1	20.8	25.4	23.8

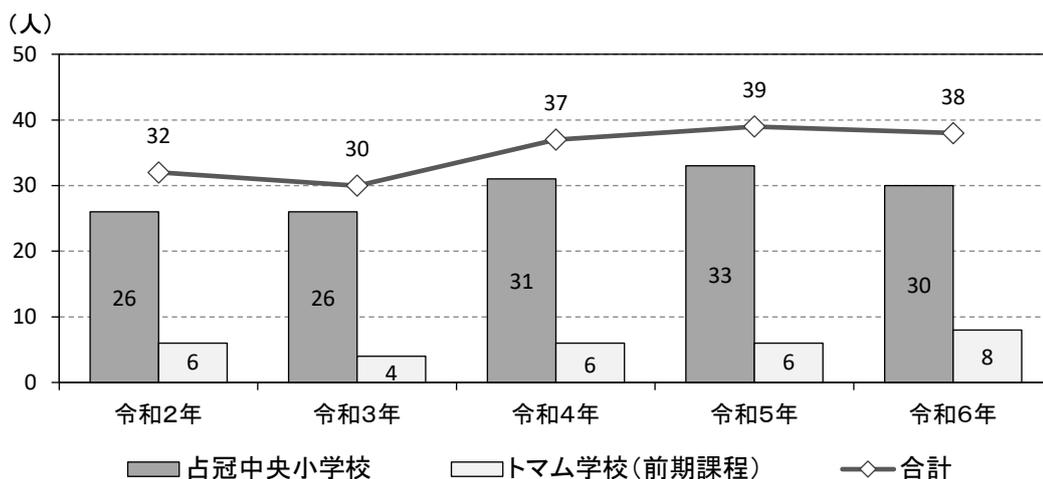
資料：福祉子育て支援課（各年4月1日現在）

## (2) 小学校の状況

「占冠中央小学校」と「トナム学校（前期課程生）」の合計児童数は令和4年度から増加傾向で推移しており、令和6年度は38人となっています。

学校別でみると、「占冠中央小学校」は令和4年度および令和5年度は増加していましたが、令和6年度に減少に転じており、「トナム学校（前期課程生）」は令和4年度から増加傾向で推移しています。

■ 占冠中央小学校及びトナム学校（前期課程生）の児童数の推移



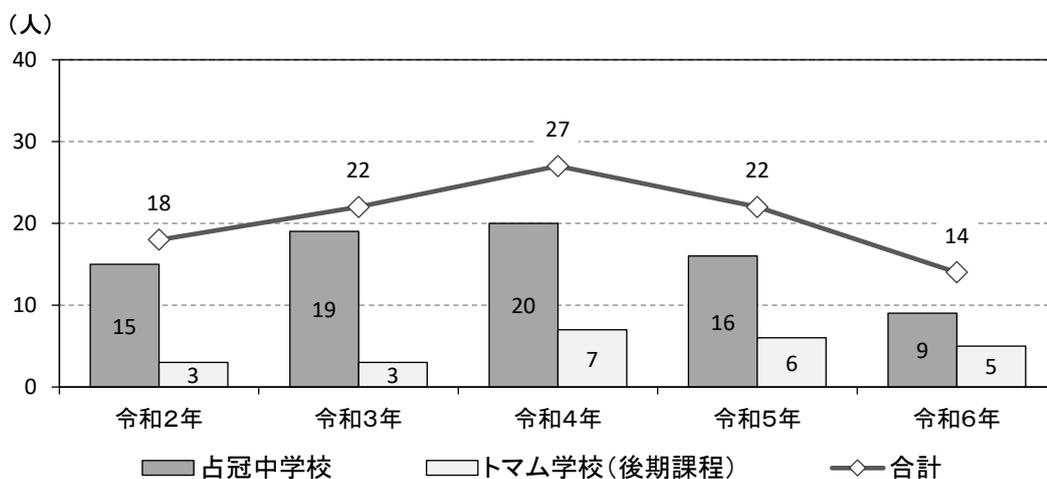
資料：教育委員会（各年5月1日現在）

## (3) 中学校の状況

「占冠中学校」と「トナム学校（後期課程生）」の合計生徒数は令和4年度の27人から減少しており、令和6年度には14人となっています。

学校別でみると、「占冠中学校」「トナム学校（後期課程生）」ともに令和4年度をピークに減少に転じている状況です。

■ 占冠中学校及びトナム学校（後期課程生）の生徒数の推移



資料：教育委員会（各年5月1日現在）

## (4) 母子保健事業の状況

### ①乳幼児健康診査の実績

身体測定、問診、診察などで、身体発育の遅れや発達障がいなどを早期に発見し、適切な治療や療育を促すとともに、心身・運動・言語の発達確認を行います。

乳児から5歳児まで計5回の健康診査を実施しており、いずれの健康診査も70%以上の受診率で推移しています。

#### ■乳幼児健康診査の受診状況

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児前期					
受診対象者数	4	11	3	6	2
受診者数	3	9	3	6	2
受診率(%)	75.0	81.8	100.0	100.0	100.0
乳児後期					
受診対象者数	5	15	8	7	6
受診者数	5	12	7	5	6
受診率(%)	100.0	80.0	87.5	71.4	100.0
1歳6か月児					
受診対象者数	4	7	10	4	5
受診者数	4	6	10	4	5
受診率(%)	100.0	85.7	100.0	100.0	100.0
3歳児					
受診対象者数	4	8	7	10	11
受診者数	4	6	7	9	11
受診率(%)	100.0	75.0	100.0	90.0	100.0
5歳児					
受診対象者数	9	13	5	7	4
受診者数	9	10	5	7	4
受診率(%)	100.0	76.9	100.0	100.0	100.0
経過観察児					
受診対象者数	0	0	1	5	2
受診者数	0	0	1	5	2
受診率(%)	—	—	100.0	100.0	100.0

資料：住民課（各年3月末現在）

## ②乳幼児歯科検診

乳児期からの栄養相談・指導・う歯予防、乳幼児の健全な発育発達を促すため支援しています。

歯科検診は、1歳児、1歳6か月児、3歳児で実施しており、1歳児は令和4年度の受診率が50.0%となっていますが、その他の年では80.0%以上となっています。

また、1歳6か月児、3歳児は年により変動はありますが、受診率は75%以上となっています。

## ■乳幼児歯科検診の受診状況

(単位：人)

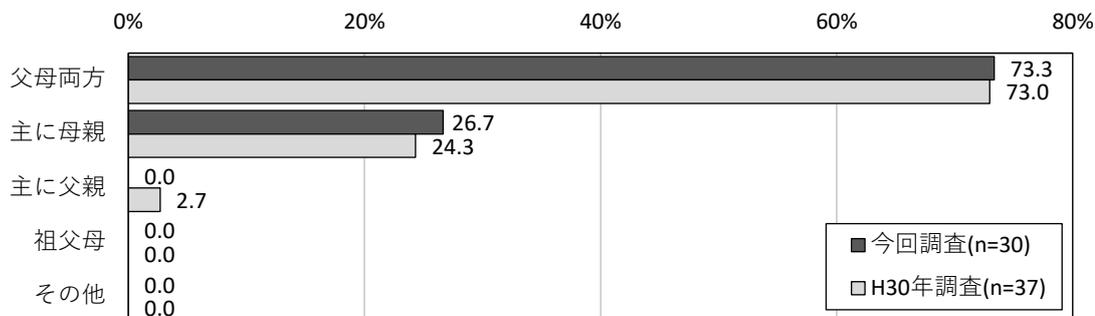
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1歳児					
受診対象者数	4	8	11	2	5
受診者数	4	7	9	1	4
受診率(%)	100.0	87.5	81.8	50.0	80.0
1歳6か月児					
受診対象者数	4	7	10	4	5
受診者数	4	6	10	4	5
受診率(%)	100.0	85.7	100.0	100.0	100.0
3歳児					
受診対象者数	4	8	7	10	11
受診者数	3	6	7	9	11
受診率(%)	75.0	75.0	100.0	90.0	100.0

資料：住民課（各年3月末現在）

## 4 ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境

### (1) 主に子育てを行っている人

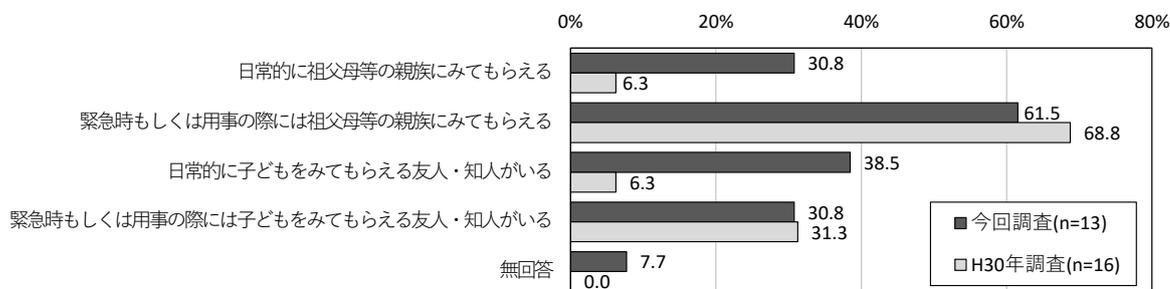
主に子育てを行っている人は、「父母両方」が73.3%で最も多く、次いで「主に母親」(26.7%)となっています。H30年調査と比べても、大きな差異はありません。



### (2) 子どもを預かってもらえる親族・知人について

子どもを預かってもらえる親せき・知人が「はい(いる)」と回答した人に預け先をたずねたところ、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が61.5%で最も多く、次いで「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」(38.5%)が続いています。

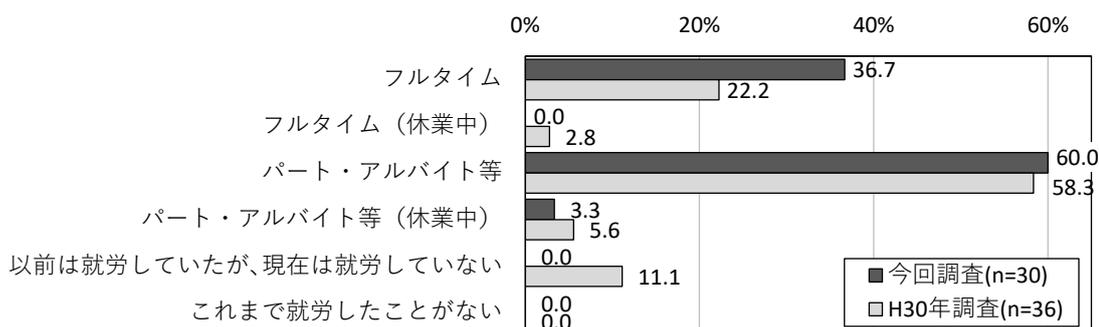
H30年調査と比べると、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が32.2ポイント増加しています。



### (3) 母親の就労状況

母親の現在の就労状況は、「パート・アルバイト等」が60.0%で最も多く、次いで「フルタイム」(36.7%)が続いています。

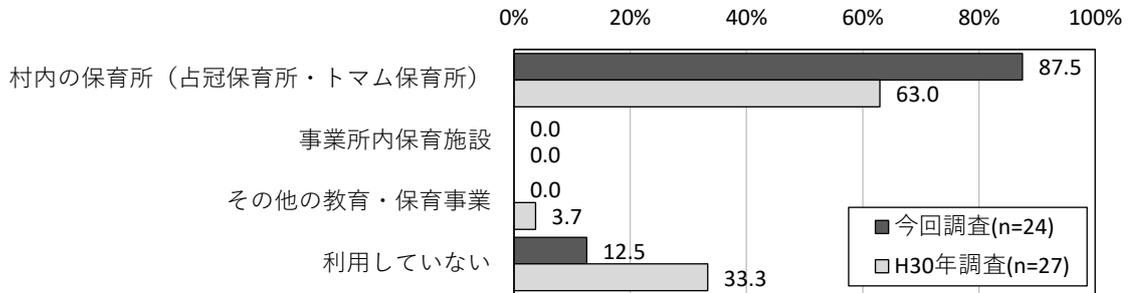
H30年調査と比べると、「フルタイム」が14.5ポイント増加しています。





(4) 定期的にご利用している教育・保育事業（未就学児童のみ）

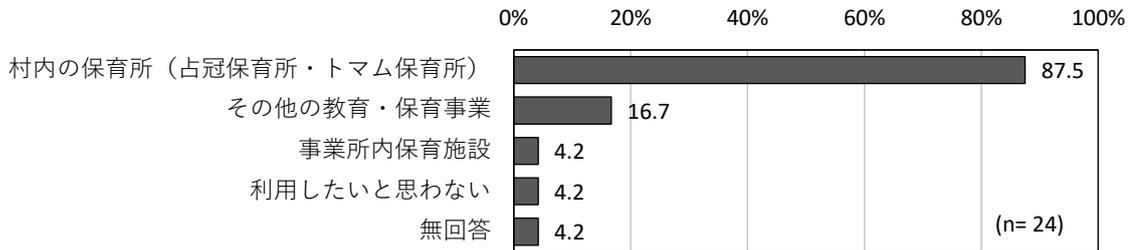
現在、定期的にご利用している教育・保育事業は、「村内の保育所（占冠保育所・トママ保育所）」が87.5%で最も多く、「利用していない」が12.5%となっています。  
 H30年調査と比べると、「村内の保育所（占冠保育所・トママ保育所）」が24.5ポイント増加しています。



※H30年調査では「村内の保育所（占冠保育所・トママ保育所）」は「自治体の認証・認定保育施設」となっています。

(5) 教育・保育事業の今後の利用意向（未就学児童のみ）

今後、定期的にご利用したい教育・保育事業は、「村内の保育所（占冠保育所・トママ保育所）」が87.5%で最も多く、次いで「その他の教育・保育事業」（16.7%）が続いています。



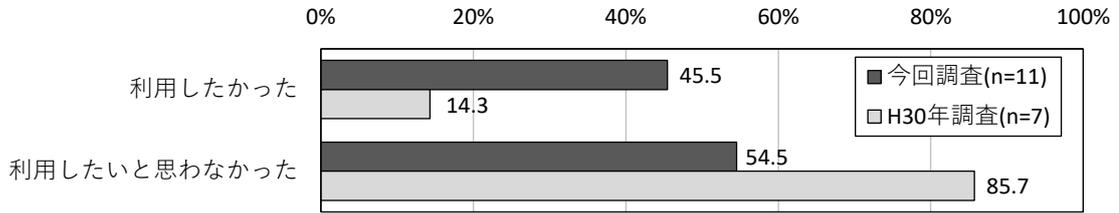
(6) 子育て支援センター等の利用意向（未就学児童のみ）

子育て支援センター等の利用意向をみると、「現在利用している」「今後利用したい」の合計60.0%に利用意向がみられます。



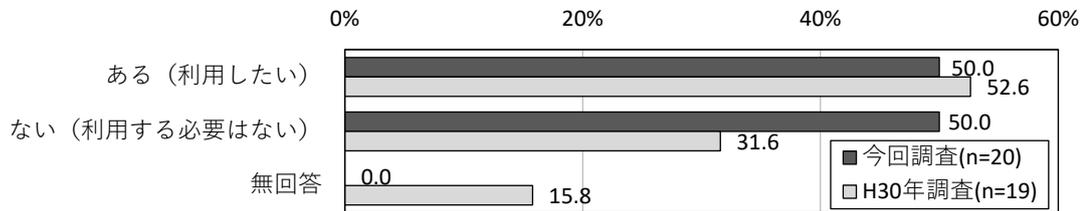
(7) 病児・病後児保育の利用意向（未就学児童のみ）

子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことがあった際に、病児・病後児保育施設等の利用希望をたずねたところ、「利用したかった」が45.5%となっています。



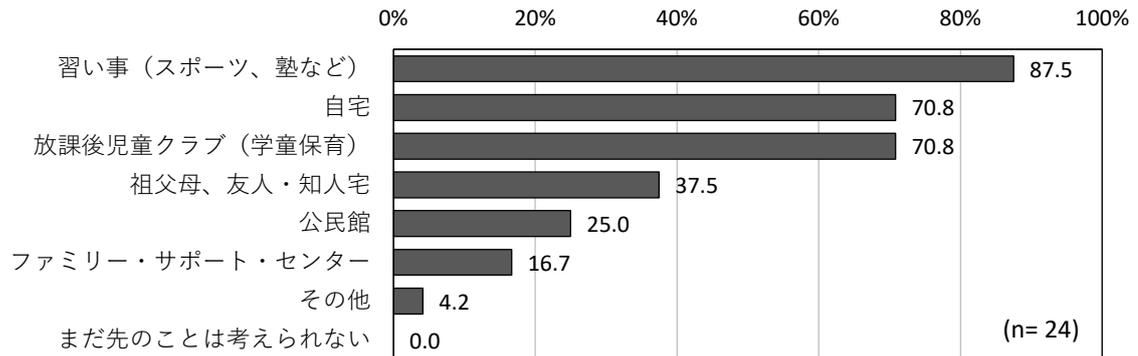
(8) 一時預かり等の利用意向（未就学児童のみ）

今後、一時預かり等の利用希望が「ある（利用したい）」は50.0%となっています。



(9) 放課後の過ごし方の希望（未就学児童のみ）

小学校入学後に放課後を過ごしてほしい場所をたずねたところ、「習い事（スポーツ、塾など）」が87.5%で最も多く、次いで「自宅」「放課後児童クラブ（学童保育）」（ともに70.8%）が続いています。



## 第3章 第2期計画の実施状況

### 1 教育・保育事業の実施状況

#### (1) 1号認定（3歳以上／保育の必要性なし）

【単位：人】	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	6	5	4	4	5
確保方策	6	5	4	4	5
利用実績	2	0	1	2	0

※各年4月1日現在

#### (2) 2号認定（3歳以上／保育の必要性あり）

【単位：人】	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	16	14	11	11	12
確保方策	16	14	11	11	12
利用実績	26	25	19	21	21

※各年4月1日現在

#### (3) 3号認定（3歳未満／保育の必要性あり）

##### ①0歳

【単位：人】	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	0	0	0	0	0
利用実績	0	0	0	0	0

※各年4月1日現在

##### ②1・2歳

【単位：人】	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	6	8	8	8	8
確保方策	3	4	8	8	8
利用実績	5	5	8	12	10

※各年4月1日現在

## 2 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

### (1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【単位：箇所】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0

※各年4月1日現在

### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【単位：人回/月】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	24	28	29	29	29
確保方策	24	28	29	29	29
実績	3	4	2	2	—

※利用人数の実績：年間利用者数の月平均（親子2名を1組として回数をカウント）

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【単位：回】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	128	128	128	128	128
確保方策	128	128	128	128	128
実績	107	71	72	79	—

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【単位：人】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8	8	8	8	8
確保方策	8	8	8	8	8
実績	8	4	6	6	—

### (5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【単位：人】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4	4	4	4	4
確保方策	4	4	4	4	4
実績	4	4	4	4	—

### (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【単位：人日】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	—

### (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【単位：人日】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	—

### (8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

#### ①一時預かり事業（幼稚園型）

【単位：人日】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	0	0	0	0
	2号認定	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	—

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【単位：人日】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	373	366	334	334	350
確保方策	373	366	334	334	350
実績	425	354	456	0	—
（利用数）	582	467	876	0	—

(9) 延長保育事業

保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【単位：人】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	15	15	15	15	15
確保方策	15	15	15	15	15
実績	29	28	26	28	—

(10) 病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【単位：人日】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	21	21	19	19	20
確保方策	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	—

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【単位：人】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	2	3	5	6	5
	高学年	4	3	2	2	3
	合計	6	6	7	8	8
確保方策		6	6	7	8	8
実績	低学年	9	11	21	23	17
	高学年	4	4	5	7	10
	合計	13	15	26	30	27

※各年5月1日現在

### 3 子育て関連施策の実施状況

#### (1) 地域における子育ての支援

##### ①地域における子育て支援サービスの充実

事業内容	取組実績
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	・保健師が生後4か月までに訪問し、母子の健康、育成、育成環境などを把握した。令和5年度は6件訪問。
一時預かり事業	・占冠保育所及びトママ保育所における令和5年度の利用実績はなし。 ・子育て応援事業で1歳児以上の受け入れを行っているが、令和5年度から占冠保育所及びトママ保育所で1歳児の保育を開始したことから、利用実績はない。
地域子育て支援拠点事業 (子育て広場事業)	・「おひさまの会」 【令和5年度実績】 2箇所21回開催。 手遊び、リズム遊び、絵本の読み聞かせ、季節の行事、自由遊び、お絵かき、食育などを実施。 ・令和6年度から「おひさまの会」を廃止して新たに「占冠村地域子育て支援拠点事業」を開始。週3回、9時から12時まで占冠保育所交流コーナーを開放して、親子の触れ合いや保護者の交流の場を提供している。
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	・村内2箇所で実施。 【令和5年度実績】 トママ学童クラブ 登録学童 5名 利用児童数 731名(延べ数) 占冠中央学童クラブ 登録学童 25名 利用児童数 1,491名(延べ数)
放課後子ども教室	・令和5年度は10月～3月の期間に占冠中央小学校で13回実施し、延べ211名の児童が参加。

##### ②保育サービスの充実

事業内容	取組実績
保育所受け入れ環境の整備	・令和2年度に占冠保育所新築、令和3年度にトママ保育所の改築を実施し、未満児保育体制を整備した。 ・保育の質の向上としての園内研修を始め、保育士等への研修会への参加を促進した。
保育サービスに関する積極的な情報提供	・各保育所内に保育サービスを提示。行政区回覧を利用し情報を提供。
保育所・小学校の連携	・保育要録による保育所から学校への引き継ぎ。占冠村教育支援委員会における村内児童生徒の情報交換を実施。

##### ③子育て支援のネットワークづくり

事業内容	取組実績
地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成	・「おひさまの会」等を活用しながら保護者の交流を実施。 ・令和6年度から「おひさまの会」を廃止して新たに「占冠村地域子育て支援拠点事業」を開始。週3回、9時から12時まで占冠保育所交流コーナーを開放して、親子の触れ合いや保護者の交流の場を提供している。
子育てに関する意識啓発等の推進	・占冠村地域子育て支援拠点事業の開設に伴い、必要なパンフレットの設置や月1回の講習等を実施し、子育てに関する意識啓発を行った。(講習～発達の話、応急方法、ハンドマッサージ、体操、ベビーマッサージ等)

④子どもの健全育成

事業内容	取組実績
放課後や週末、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者からの要望に応え、冬季間コミュニティプラザホールを利用予約が入っていない日を「こどもひろば」として開放。冬季間の子どもの居場所づくりに努めた。</li> <li>確保が難しくなっている学校支援ボランティアに対し令和5年度より謝金の支給を実施。また子育て世代への声掛けにより若手のボランティアを確保。</li> </ul>

⑤地域における人材育成

事業内容	取組実績
人材の確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援員研修(拠点事業)の受講により、地域子育て支援拠点事業の従事者を配置した。</li> </ul>

⑥世代間交流の推進

事業内容	取組実績
地域の世代間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>占冠村清流大学(高齢者大学)と中央地区の小中学校とのふれあい交流学習の実施。</li> <li>学校支援地域本部事業による学校の環境整備や総合学習への支援。</li> </ul>

⑦結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

事業内容	取組実績
ライフステージに応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・育児における切れ目のない支援を推進している。</li> </ul>

⑧経済的支援の充実

事業内容	取組実績
妊婦一般健康診査費、超音波検査費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得者に対して初回受診料の助成、1か月健診の助成を拡充</li> </ul>
子育て支援医療給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校生までの通・入院費を助成。</li> <li>【令和5年度実績】 4,031,135円 内訳 就学前通院 小学生まで入院 1,303,372円 村単独助成分(一部負担金等、小学生通院、中学生通院・入院) 2,727,763円</li> </ul>
アスリート派遣補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度は3件補助。(スキー2件、野球1件)</li> </ul>
占冠村へき地保育所における保育料の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年10月より占冠保育所・トマム保育所に入所する園児の保育料を全世帯無償化。</li> </ul>

## (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

### ①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

事業内容	取組実績
乳幼児健康診査、保健指導等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下記の健康診査、保健指導等を実施 妊産婦健康診査 妊産婦歯科検査 乳児前期健康診査 乳児後期健康診査 1歳6か月児健康診査（歯科検査含） 3歳児健康診査（歯科検査含） 1歳児歯科検診 5歳児健康診査</li> </ul>
予防接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新生児訪問等で情報提供を行うとともに、各種予防接種を実施</li> </ul>
訪問指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新生児訪問、乳幼児訪問を行い子育てに関する不安や悩みを聞き、適切な助言や支援を行った。</li> </ul>
乳幼児健康相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 親子健康相談を実施</li> </ul>

### ②思春期保健対策の充実

事業内容	取組実績
性に関する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育局から提供されるポスター、パンフレット等を学校に共有。</li> <li>• 各学校で実施している保健体育及び道徳の授業の中で啓発を実施。</li> </ul>
喫煙に関する教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育局から提供されるポスター、パンフレット等を学校に共有。</li> <li>• 各学校で実施している保健体育の中で啓発を実施。</li> </ul>
学童期・思春期の心の問題における相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• スクールカウンセラー派遣を実施。保護者や家庭のケアが必要な場合は、必要に応じて共育サポートに対応を依頼。</li> </ul>

### ③「食育」の推進

事業内容	取組実績
発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 親子相談、乳幼児健康診査時に情報提供を実施した。</li> <li>• 富良野市より栄養教諭を招聘し、食育の授業及び保護者向けの栄養講座を実施。</li> <li>• 毎月のお料理会、親子交流会のお料理を通して、身近な大人やお友だちと一緒に調理することを楽しんだ（占冠保育所）。</li> <li>• お芋を育て、収穫の喜びを味わい、楽しく調理・食事をした（占冠保育所）。</li> </ul>

## (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

## ①次代の親の育成

事業内容	取組実績
子どもを産み育てることの意義に関する教育など	・保健体育や社会科の授業を通して、男女が協力することの大切さを児童生徒に啓発を実施。
中学生幼児ふれあい体験	・運動会、学芸会を学校と保育所合同で開催。また、地域行事では、生徒と幼児とふれあう活動をした（トママ学校）。

## ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

事業内容	取組実績
講師などを招いての学校教育の活性化	・職業講話や職業体験学習の実施。 ・村民の講師を招いて、地域素材を活かした自然探索、川遊び、陶芸、村の動植物のお話を聞く学習を実施。
地域との連携による多様な体験活動の推進	・子ども会と協働し、地域資源を活用したジュニアリーダーキャンプを実施。双民館でのソーセージづくり、地域の肉牛農家の視察などを行い、郷土への理解を深めた。
リーダーの育成	・占冠中学校とトママ学校より交互に「少年の主張」へ生徒を推薦し、地区大会への送迎を実施。
少年の健全育成	・児童室の開放に加え、小中学生に対し、令和5年度冬季よりコミュニティプラザホールの開放を開始。利用予約が入っていない場合に限り自由に使用できることとし、冬季間の居場所の整備を図った。
地域に根ざした特色ある学校づくり	・地域の特色ある行事の積極的参加を促し、地域一体となった活動を推進している。 ・植樹活動においては、植樹の場所の減少や維持管理の問題により、令和5年度より実施できていないが、森林組合の協力により森林教育を実施。
国際交流の推進	・アスペン市との中学生短期交換留学、交流学习の実施。 ・小中学校でのALTの補助による英語授業の実施。
スポーツ環境の充実	・スポーツ推進委員の指導のもと、水泳教室、スキー教室を実施。
ステップアップサポートゼミ（公設学習塾）	・小学5年生～中学3年生（前期、後期課程生含む）に対し、無料で受講できる学習塾を開設。 ・トママ地区の児童生徒に対してはオンラインで授業を行い、通学の負担を軽減。
英会話教室の開催	・令和5年度より、新しい講師に代わったが、これまで通り小学生から大人まで幅広い住民が受講。生の英語に触れられる貴重な機会となっている。

## ③家庭や地域の教育力の向上

事業内容	取組実績
保護者の学びの支援	・令和3年度に子育て世代包括支援センターを設置し、交流場所の開放事業を実施。 ・令和6年度から開始した占冠村地域子育て支援拠点事業に開放事業を移行し、併せて講習などを実施。
相談体制の充実	・子育て世代包括支援センター及び占冠村地域子育て支援拠点事業にて相談支援を実施。

## (4) 子育てを支援する生活環境の整備

### ①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業内容	取組実績
交通安全施設整備	・信号機、横断歩道等の設置について、危険箇所と認められれば継続要望を行う。
交通安全教育の実施	・毎年、各保育所、各小学校で交通安全教室を実施。 ・毎月の広報で交通安全情報を掲載。
交通安全教育指導者の育成	・交通安全指導員講習会への参加。
ヘルメット着用の推進	・広報等での周知と併せて、学校と連携し着用推進に努めた。
通学路の点検	・令和3年度に村内通学路すべての現地調査を北海道、警察及び教育委員会が合同で実施し、危険個所の洗い出しを行った。 ・通学路の表示を増設し、安心して通学できるように運転者に向けた対応を実施。

### ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業内容	取組実績
犯罪等に関する情報提供の推進	・警察による防犯訓練の実施や、情報提供を定期的に実施。
犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組	・PTA、警察等と連携し、防犯パトロールを実施。 ・スクールガード・リーダーを委嘱し、下校時の見守りを実施。
「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の推進	・地域住民の子ども110番の家はのぼり旗やプレート等を設置して子どもたちを見守る活動を実施。
登下校時の防犯対策の推進	・地域の学校ボランティアによる登下校時の見守りを実施。 ・不審者情報等の提供があった場合は、管轄警察署と連携により迅速な情報の共有及び対応を実施。

### ③良質な住環境の確保

事業内容	取組実績
住宅環境情報提供	・占冠村定住子ども応援民間賃貸共同住宅（字上トマム）4戸を確保し、退去後すぐに入居ができるよう周知を実施。
村営住宅建て替え	・村営住宅の修繕を実施。

### ④働き方の見直しなどの啓発

事業内容	取組実績
男女共同参画社会	・国や道より啓発物があった際には、回覧等により配布し情報提供を実施。
「道民家庭の日」普及促進	・道より啓発物があった際には、庁舎内に配置し情報提供を実施。

### ⑤遊び場づくりの推進

事業内容	取組実績
自然環境を活かした遊び場づくり	・児童の健全育成と体験の場を充実させるため、占冠村の豊かな自然を活かした公園施設等、児童の遊び場づくりを検討するものだが、未実施。

(5) 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

①児童虐待防止対策の充実

事業内容	取組実績
要保護児童対策協議会の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・占冠村要保護児童対策地域協議会を設置し、年1回の定期的な会議を開催。</li> <li>・実務担当者は任用前研修や要保護児童対策調整担当者研修会に参加。</li> </ul>
児童虐待に関する一元的な相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度に児童虐待に関する一元的な総合的窓口として子ども家庭総合支援拠点を設置。</li> </ul>
親と子の心の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題の早期発見のため、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、1歳児歯科検診、2歳児健康診査、未熟児訪問、乳幼児訪問、親子相談、乳児家庭全戸訪問事業を実施。</li> </ul>
主任児童委員による児童の健全育成、児童虐待防止活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道や上川管内で開催される研修会に参加。</li> </ul>

②ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業内容	取組実績
ひとり親家庭等に対する各種支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度実績</li> <li>ひとり親家庭等医療費助成事業 216,128円</li> <li>うち 道医療給付助成 205,634円</li> <li>村単独助成（一部負担金等） 10,494円</li> </ul>
相談体制の充実や情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット等の窓口設置や対象者へ配布により情報提供を行った。</li> </ul>

③障がい児施設等の充実

事業内容	取組実績
早期療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富良野市多機能型事業所「すくすく・のーびる」の交通費助成：令和5年度1名</li> <li>・療育手帳更新：令和4年度2件、令和5年度1件</li> </ul>
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前検診を実施し、障がいの判断やスクールカウンセラーによる助言、保護者等への相談支援を実施。</li> <li>・地域の保育士や教員、民生委員などを中心とした就学支援委員会を開催し、学びの場の決定について指導・助言を実施。</li> <li>・占冠村特別支援教育連絡協議会において、幼児期から就学後まで一貫した教育相談や支援を受けられるよう、研究・研修活動を行っており、今年度は教職員を対象とした研修会を開催し、特別支援教育の理解を深めた。</li> </ul>
児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校就学前の障がいのある子ども（疑いのある子どもも含む）が利用するサービスで、対象者は富良野市内にある2つの施設（こども通園センター「なかよし教室」、児童発達支援センター「すくすく」）のいずれかに通所し、支援を受けている。</li> <li>・令和5年度は1名（41件）の利用実績。</li> </ul>
医療型児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行うもの。対象者がいないため未実施。</li> </ul>
放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を続けることにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを実施。</li> <li>・令和5年度は2名（43件）の利用実績。</li> </ul>

事業内容	取組実績
保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの課題の共有と養育者のサポートを目的として、富良野協会病院の作業療法士が年4回保育所を定期訪問し、個々に合った養育支援を行っている。</li> </ul>
障がい児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通所利用を開始する際、富良野地域生活支援センターへ障がい児の利用支援計画の作成を依頼。対象児の支援目標や援助方針等を明確にし、利用計画に沿った支援を通所事業所で実施。</li> <li>• 通所支援開始後も定期的にモニタリングを行い、対象児の状況に合わせた利用計画を作成している。</li> </ul>
特別な支援が必要な子どもの受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 難聴児支援として、保育所への難聴児支援派遣研修による職員派遣や補聴器購入等助成により支援を実施。</li> </ul>

#### ④外国人幼児等への支援

事業内容	取組実績
外国人世帯への相談及び情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 翻訳機の活用などを通じて、外国人世帯への相談対応を実施。</li> </ul>

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

これまで当村で推進してきた「第2期占冠村子ども・子育て支援事業計画」では、家庭における子育てを基本としながら、子どもの健やかな成長と親たちが安心して子育てできるように、6項目の重点的な視点から取組を推進してきました。

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会の全ての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

また、令和5年4月に施行されたこども基本法の基本理念においても、全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすることとされています。

これらを踏まえ、本計画では家庭、学校、地域、企業などそれぞれの責任と役割を相互に果たすことで、当村に暮らす全ての子どもがもつ権利が保障され、健やかに成長することができる環境をつくるため、本計画の基本理念を下記のとおり設定します。

#### 基本理念

### 豊かな自然と地域でつくる、子どもが健やかに成長する村

当村は豊かな自然に囲まれていることから、全ての子育て家庭が子育ての喜びを感じながらおらかな気持ちで育児ができ、子育てに夢をもつことができる社会の実現を目指します。

また、こうした環境で育つ子どもたちが豊かな心を育み、当村で生まれ育ったことを誇りに思えるよう、地域と住民が一体となった支援体制の構築を目指します。

## 2 計画の基本的な視点

今後の子ども・子育て支援にあたっては、基本理念を受け、次の6つの視点を踏まえながら推進します。

### (1) 子どもの視点

本計画の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。輝く未来と無限の可能性をもつ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

方針 → 子どもの権利を尊重し、子どもが安全で親が安心できる子育ての推進を図ります。

### (2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野にたった子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。子どもが親になったとき、子育てを楽しく思え、また子育ての喜びや生きがい・生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援環境づくりを推進します。

方針 → 子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることの心構え等の教育や働きかけを支援します。

### (3) 社会全体による支援の視点

子どもたちの成長を社会全体で支えていくためにも、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、行政・企業や地域社会を含めた社会全体が協働した支援施策を推進します。子育てに関しては、安心して働ける子育て支援環境として保育所と地域との連携はもとより、子育てをしている人の負担が軽減できるように、地域ぐるみで子育てをするような環境づくりを行い、また、働きながらの子育てが当たり前となる社会づくりに努めます。

方針 → 子どもの育成支援においては、家庭、学校及び地域や企業が一体となり、社会全体で支えるネットワークづくりを目指します。

#### (4) 全ての子どもと家庭への支援の視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、全ての家庭で安心して子育てできる環境整備が重要です。本計画では、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。



子育てと仕事の両立支援のみならず、家庭における子育ての孤立化の防止等、広く全ての子どもと家庭への支援を推進します。

#### (5) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動団体等がありますが、世代間交流としてのシルバー世代など人的な社会資源の活用が重要です。社会資源として、子育てに関するサークル、子ども会、行政区など子育て支援ができる団体のネットワーク化を図り、効果的な活動を促進します。また、保育所、公民館、学校施設等の各種公共施設の効果的な活用を図ります。



地域における社会資源を積極的に活用し、また、自然環境や地域の伝統文化などを次代の子どもに受け継ぐ取組を推進します。

#### (6) 地域特性の視点

本計画において、地域の特性を活かすことが重要です。このため、自然環境を考慮することや伝統的文化行事など、地域に根ざした活動を十分に活用した子育て支援のための施策推進を図ります。



子育て関連ならびに子どもの育成支援については、地域の社会的条件などの特性を踏まえ、ニーズ及び必要とされる支援策を推進します。

### 3 計画の基本目標

基本理念の実現を目指して取り組む事業の推進にあたり、計画の基本的視点と計画の方向性を踏まえ、次の5つを基本目標として定めます。

#### 基本目標 1 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、全ての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもとその保護者を支援する様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

また、令和元年10月から開始されている幼児教育・保育の無償化をはじめ、各種経済的支援により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

#### 基本目標 2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

親が安心して子どもを産み、また子どもの健やかな成長の実現に向けて、生き活きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。また、思春期保健対策や母性・父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

#### 基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等地域資源の連携により、子どもを産み育てることの喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

#### 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、のびのびと活動ができる空間を整備します。

さらに子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくても済む、むらづくりに取り組みます。

#### 基本目標 5 支援を必要とする子どもなどへの取組の推進

ひとり親家庭、障がい児や外国人幼児など、社会的な支援を必要とする子どもに対して、相談支援をはじめとしたきめ細やかな対応を行います。

また、近年増加している児童虐待に対して、その防止対策の充実に取り組み、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

## 4 計画の施策体系

基本理念	
豊かな自然と地域でつくる、子どもが健やかに成長する村	
施策の基本目標	主な施策・事業
1 地域における子育ての支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域における子育て支援サービスの充実</li> <li>(2) 保育サービスの充実</li> <li>(3) 子育て支援のネットワークづくり</li> <li>(4) 子どもの健全育成</li> <li>(5) 地域における人材育成</li> <li>(6) 世代間交流の推進</li> <li>(7) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進</li> <li>(8) 経済的支援の充実</li> </ul>
2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実</li> <li>(2) 思春期保健対策の充実</li> <li>(3) 「食育」の推進</li> </ul>
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 次代の親の育成</li> <li>(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備</li> <li>(3) 家庭や地域の教育力の向上</li> </ul>
4 子育てを支援する生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進</li> <li>(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</li> <li>(3) 良質な住環境の確保</li> <li>(4) 働き方の見直しなどの啓発</li> <li>(5) 遊び場づくりの推進</li> </ul>
5 支援を必要とする子どもなどへの取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童虐待防止対策の充実</li> <li>(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進</li> <li>(3) 障がい児支援等の充実</li> <li>(4) ヤングケアラー等への支援</li> <li>(5) 外国人幼児等への支援</li> </ul>

## 第5章 施策の展開

### 基本目標 1 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、全ての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

推進事業名	事業の内容	担当
子育て情報の発信	村ホームページや広報誌等を活用して、育児に関する情報の発信や村内の子育て支援サービスの周知を図ります。	福祉子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	保健師や助産師が新生児宅を訪問し、産後の母子の健康及び育児環境の状況を早期に把握するとともに、健康問題を有するケースに対して適切な指導助言を行います。 また、閉じこもり等母子の孤立化及び育児不安等により発生する児童虐待の未然防止を図るとともに、必要に応じて養育支援訪問事業につなげます。	住民課
一時預かり事業 (子育て応援事業)	保護者が、就労・病気・私用等で家庭での保育ができなくなった場合に既存の保育施設等を利用し、1歳児からの一時保育を実施します。	福祉子育て支援課
占冠村地域子育て支援拠点事業	保育所入所前の親子を対象に、週3回9時から12時まで親子の触れ合いや保護者の交流の場として占冠保育所交流コーナーを開放します。 また、当事業では子育て相談を行うほか、読み聞かせや月1回の講習等を実施します。	福祉子育て支援課

#### (2) 保育サービスの充実

推進事業名	事業の内容	担当
保育の質の向上	子どもに快適で良好な環境を提供するため、占冠保育所とトママ保育所2箇所の適切な維持管理を推進します。 また、保育指針等を踏まえ、園内研修や保育士等の研修会への参加等を通じて保育の質の向上を図ります。	福祉子育て支援課 へき地保育所
保育サービスに関する積極的な情報提供	各種の子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう、村ホームページや広報誌、行政区回覧等により積極的な情報の提供を行います。	福祉子育て支援課 へき地保育所
保育所・小学校の連携	保育要録により、子どもの生活や発達などの情報を保育所と小学校で共有し、保育所と小学校の連携を図ります。	福祉子育て支援課 教育委員会 住民課

## (3) 子育て支援のネットワークづくり

推進事業名	事業の内容	担当
地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成	占冠村地域子育て支援拠点事業により乳幼児をもつ親同士の交流の場を提供し、子育て支援のネットワークづくりに努めます。	福祉子育て支援課
子育てに関する啓発活動の推進	子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、占冠村地域子育て支援拠点事業で実施する講習会等を通じて、子育てに関する啓発活動を推進します。	福祉子育て支援課 教育委員会

## (4) 子どもの健全育成

推進事業名	事業の内容	担当
子どもの居場所づくりの推進	占冠村コミュニティプラザ及びトマムコミュニティセンターの充実を通じて、放課後や週末、夏季及び冬季の休業日等に、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことができる児童の居場所づくりに努めます。 冬季においては占冠村コミュニティプラザホールの予約の入っていない日を「こどもひろば」として開放します。 また、学校支援地域本部事業等を実施し、放課後の児童見守りやスポーツ活動に取り組み、子どもの健全育成に努めます。	教育委員会
放課後児童健全育成事業（学童保育）	就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学校児童の子育て支援と健全育成を図るため、学校施設等を活用した登録制による放課後児童クラブを2箇所で開催します。	福祉子育て支援課
放課後子ども教室	子どもの放課後の安心・安全な居場所づくりのために、地域人材等を活用しながら学校の放課後の教室や体育館などの空きスペースを使用して、子どもたちに多様な体験の場を提供します。	教育委員会

## (5) 地域における人材育成

推進事業名	事業の内容	担当
人材の確保と育成	保育所や学校など地域における子育てを支援する人材の確保に努めるとともに、研修などを通じて人材育成を進めます。	福祉子育て支援課

## (6) 世代間交流の推進

推進事業名	事業の内容	担当
地域の世代間交流の推進	保育所、学校、老人福祉施設などで実施する各種行事等を開かれた形で開催し、地域の世代間交流の促進を図ります。 また、地域における人材の確保に努め、学校支援ボランティアなどから協力を得て世代間交流の促進に努めます。	教育委員会 福祉子育て支援課

## (7) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

推進事業名	事業の内容	担当
ライフステージに応じた支援	子育て世代包括支援センターを通じて、妊娠・出産・育児の各ライフステージに応じた各種施策の連携を図りながら、切れ目のない総合的な支援を推進します。 今後も子育て世代包括支援センターの運営を継続するとともに、子育て世代包括支援センターの機能と子ども家庭総合支援拠点の機能を併せ持つ「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進めます。	住民課 福祉子育て支援課

(8) 経済的支援の充実

推進事業名	事業の内容	担当
妊婦一般健康診査費、超音波検査費の助成	母子手帳の交付時、妊婦一般健康診査（14回分）と超音波検査（11回分）の受診票を交付します。 また、低所得者を対象に初回受診料および1か月健診を助成します。	住民課
妊産婦一般歯科健康診査費の助成	妊婦一般健康診査受診票の交付を受けた方を対象に、一般歯科健康診査の費用を助成します。	住民課
妊産婦の健診・出産時の交通費・宿泊費の助成	妊産婦一般健康診査・産婦一般健康診査の補助券の交付を受けている方を対象に、健診・出産時の交通費及び宿泊費の一部を助成します。	住民課
新生児聴覚検査費助成	赤ちゃんの聴覚に異常がないかを早期に発見するための検査です。検査を受けた場合、費用の一部を助成します。	住民課
未熟児養育医療給付制度	1歳未満の未熟児で入院養育が必要な場合、医療費を全額助成します。	住民課
産婦健康診査費の助成	産後（2週、1か月）に受ける産婦健診費用を一部助成します。	住民課
風しん等予防接種費用助成	妊娠している方及び同居する家族、または妊娠を予定・希望している方及び同居する家族を対象に、予防接種費用の一部を助成します。	住民課
子育て支援医療給付	乳幼児から高校生までを対象として、入院・通院、歯科診療、調剤等に掛かった健康保険適用分の医療費の助成を行います。	住民課
アスリート派遣補助事業	児童・生徒が出場する全国大会への参加経費を援助します。	教育委員会
占冠村へき地保育所における保育料の無償化	占冠保育所・トマム保育所に入所する園児の保育料を全世帯無償化します。	福祉子育て支援課
就学援助費の助成	経済的理由によって、学校への就学が困難なお子さんに、学用品や給食費などを援助します。	教育委員会
奨学資金の貸し付け	優秀な生徒・学生で、経済的理由により就学が困難な方に、無利子で奨学資金を貸し付けます。	教育委員会
出産・子育て応援給付金給付事業	妊娠届出時に面談を受けた妊婦を対象に出産応援給付金を支給します。 また、乳児家庭全戸訪問事業の家庭訪問で面談を受けた方を対象に子育て応援給付金を支給します。	福祉子育て支援課

## 基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

親が安心して子どもを産み、また子どもの健やかな成長の実現に向けて、生き活きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。また、思春期保健対策や母性・父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

### (1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

推進事業名	事業の内容	担当
乳幼児健康診査、保健指導等の充実	<p>妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう各種健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め早期治療を促すとともに発育発達確認を行います。</p> <p>また、健診時等を利用して保健指導や食事指導等に取り組みます。</p> <p>○各種健（検）診の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊産婦健康診査</li> <li>● 妊婦歯科検診</li> <li>● 産婦歯科検診</li> <li>● 乳幼児健康診査</li> <li>● 1歳6か月児健康診査（歯科検診含む）</li> <li>● 1歳児歯科検診</li> <li>● 2歳児健康診査</li> <li>● 5歳児健康診査（歯科検診含む）</li> </ul> <p>○予防接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 風しん予防接種助成</li> </ul>	住民課
予防接種の実施	<p>感染症の予防のため予防接種法の規定に従い、定期予防接種を実施します。</p> <p>また、定期接種によらないワクチンの接種についても感染症予防のために実施します。</p> <p>○各種予防接種の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ（四種混合）</li> <li>● 百日咳・ジフテリア・破傷風（三種混合）</li> <li>● ジフテリア・破傷風（二種混合）</li> <li>● 不活化ポリオ</li> <li>● BCG</li> <li>● 麻しん（はしか）、風しん</li> <li>● ヒブ</li> <li>● 小児肺炎球菌</li> <li>● 子宮頸がん</li> </ul> <p>○定期予防接種によらないワクチンの接種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ロタウイルス</li> <li>● おたふくかぜ</li> <li>● 日本脳炎</li> <li>● B型肝炎</li> </ul>	住民課
訪問指導の充実	<p>妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう訪問指導を実施します。</p> <p>○各種訪問指導の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊婦訪問指導</li> <li>● 産婦訪問指導</li> <li>● 新生児訪問</li> <li>● 未熟児訪問</li> <li>● 乳幼児訪問</li> <li>● 障がい児訪問</li> <li>● 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）</li> </ul>	住民課

推進事業名	事業の内容	担当
乳幼児健康相談の充実	「親子相談」として、総合センター及びトママコミュニティセンターで月1回、心身の発育発達の確認、育児相談やむし歯予防、離乳食に関する相談等を行います。 また、母子に関する相談は、役場事務所内で随時行い、正しい知識の普及や育児不安の解消を図ります。	住民課
伴走型相談支援	妊娠届出時や妊娠8か月頃または出産後に面談を実施し、安心して出産・子育てができるよう相談に応じ、必要に応じて支援につなぐ伴走型の相談支援を実施します。	住民課
産後ケア事業	産後において家族等の支援が十分に受けられず、心身の不調や育児不安等を抱える母親とその子を対象に、母親の心身のケアや育児のサポート等を行うことにより、安心して育児ができるよう支援します。	住民課

## (2) 思春期保健対策の充実

推進事業名	事業の内容	担当
性に関する正しい知識の普及	中学校との連携を図り、10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するために、性に関する健全な考え方を育むとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識を深め、適切な行動をとれるように支援します。	教育委員会
喫煙に関する教育	学校保健との連携を図り、喫煙が健康に与える影響についての知識の普及及び適切な行動がとれるように支援します。 また、幼児期から健康への影響を教育し、喫煙率の低下を目指し実施に努めます。	教育委員会 住民課
学童期・思春期の心の問題における相談体制の充実	小学生・中学生・父母・教職員を対象として、いじめや登校拒否、教育上の悩みや問題等、心の健康についての正しい理解と対応について資料等を活用した学習や研修を実施します。 また、スクールカウンセラーの訪問を定期的な受け、児童生徒の心のケアを行うとともに、保護者や家庭のケアが必要な場合は、必要に応じて関係機関につなぎます。	教育委員会 福祉子育て支援課

## (3) 「食育」の推進

推進事業名	事業の内容	担当
発達段階に応じた食に関する情報の提供	乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食事、生活リズム等に関する学習の機会や情報提供に努めます。 親子相談、乳幼児健康診査、占冠村地域子育て支援拠点事業での講習等の実施による情報提供を行っていきます。	教育委員会 福祉子育て支援課
食育に関する体験機会づくり	各保育所においてお料理づくりを行い、子どもが友だちと一緒に食事を楽しみながらとることができる機会をつくります。 また、各学校で給食指導や作物の栽培体験学習などを通じて、食物に関する理解や感謝の気持ちを深めます。	教育委員会 福祉子育て支援課

## 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワーク化により、子どもを産み育てることの喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

### (1) 次代の親の育成

推進事業名	事業の内容	担当
子どもを産み育てることの意義に関する教育など	学校との連携を図り、子育ての楽しさや男女が協力して家庭を築くことなど、子どもを産み育てることの意義に関する支援を行います。 また、広報誌等を通じて若い世代の住民に広報啓発を進めていきます。	教育委員会
中学生幼児ふれあい体験	村内の中学生が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解するために、保育所等を活用して幼児とふれあう機会を広げます。 また、村内の中学生が保育所に行き、保育士、児童と交流を深める環境づくりの充実に努めます。	教育委員会 福祉子育て支援課

### (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

推進事業名	事業の内容	担当
講師等の招聘による学校教育の活性化	各分野の講師を村内外から招き、教科書とは異なった視点から地域の産業、文化、伝統等を学ぶ機会をつくります。	教育委員会
地域との連携による多様な体験活動の推進	地域資源を活用した青少年の学習機会の拡充を図り、郷土の理解と自然とのふれあいを求める事業を推進します。 また、今後も子ども会が中心となって活動できるよう、役員の負担軽減などにも配慮しながら活動を支援します。	教育委員会
リーダーの育成	「少年の主張」や「ジュニアリーダーコース」などへの参加を通じて、未来の社会を創るリーダーの育成を支援します。	教育委員会
少年の健全育成	学校教育施設、社会教育施設、地域の自然環境等を積極的に活用した活動の場や児童室の開放により、自主的な活動を促し、少年の健全育成を図ります。	教育委員会
地域に根ざした特色ある学校づくり	P T Aや地域との連携により、学校林の保全や植樹活動等への積極的参加を通して地域一体となった活動を推進し、地域ぐるみで児童生徒の健全育成を図ります。	教育委員会
国際交流の推進	米国コロラド州アスペン市と姉妹都市交流を行っており、毎年中学生が相互にホームステイをするなど短期交換留学を行っています。 アスペン市等との交流を核とし、総合的な学習の時間における交流学习やA L Tを活用した英語教育、インターネット等を通じた国際交流を推進します。	教育委員会
スポーツ環境の充実	スポーツを通じて、健康増進と体力向上が図られるようスポーツ推進委員や各種目指導者と協力し運動習慣の定着に努めます。 また、子ども達を取り巻くスポーツ環境の整備と充実を図ります。	教育委員会

第5章 施策の展開

推進事業名	事業の内容	担当
ステップアップサポートゼミ (公設学習塾)	基礎学力の向上、学習習慣の定着化、学校の授業の補完などを目的に、小学5年生から中学3年生を対象とした無料の公設塾を開設します。 また、通学の負担を軽減するため、トマム地区の児童生徒に対してオンライン授業を行います。	教育委員会
英会話教室の開催	村民を対象に、ネイティブ講師による英会話教室を開催します。 また、初級者や未受講者が学びやすい環境をつくり、新規受講者の獲得に向けた取組を推進します。	教育委員会

(3) 家庭や地域の教育力の向上

推進事業名	事業の内容	担当
保護者の学びの支援	占冠村地域子育て支援拠点事業の子育て講座などを通じて保護者の学びの機会を提供し、子育てに関する知識の習得を促進します。	福祉子育て支援課 住民課
相談体制の充実	子育てに関して悩む保護者に対して、占冠村地域子育て支援拠点事業等で情報提供・相談支援を実施します。	福祉子育て支援課 住民課

## 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、のびのびと活動ができる空間を整備します。

さらに子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくても済むむらづくりに取り組みます。

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

推進事業名	事業の内容	担当
交通安全施設整備	村民のニーズや必要に応じて、歩道の段差解消など交通安全施設の整備を要請します。	総務課
交通安全教育の実施	学校や保育所をはじめ地域で子どもを交通事故から守るため、子どもや保護者の方を対象とした交通安全教育を関係機関と連携して実施します。 また、広報等による交通安全教育に係る啓発活動を行います。	総務課
交通安全教育指導者の育成	交通安全教育にあたる職員等の指導力の向上に努めます。また、交通指導員の育成・確保に努めます。	総務課
ヘルメット着用の推進	広報誌や行政区回覧等で周知を実施し、自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用推進を図ります。	総務課
通学路の安全対策	令和3年度に実施した村内通学路の現地調査結果をもとに、通学路の安全対策を推進します。	教育委員会

### (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

推進事業名	事業の内容	担当
犯罪等に関する情報提供の推進	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を定期的に行い、村民に向けて防犯等に関する情報提供を行います。	教育委員会 総務課 福祉子育て支援課
犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組	学校付近や通学路等におけるPTAや、警察等による子どもたちへの目配りと関係機関・団体との情報交換を積極的に行います。	教育委員会 総務課 福祉子育て支援課
「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の推進	子どもが不審者から声を掛けられたり、犯罪や虐待に遭ったときの避難場所である「子ども110番の家」等のボランティア施設に対して、のぼり旗やプレートの設置などの支援を行います。	教育委員会 総務課 福祉子育て支援課
登下校時の防犯対策の推進	児童・生徒の登下校時における防犯対策に向けて、国が推進する登下校防犯プランの内容に則し、地域における連携の強化や不審者情報等の共有及び迅速な対応を行います。	教育委員会

### (3) 良質な住環境の確保

推進事業名	事業の内容	担当
住宅環境情報の提供	賃貸物件の空き状況や空き家など村内の住宅に関する情報提供を行います。	地域振興対策室 福祉子育て支援課
トマム地区子ども応援民間賃貸共同住宅	子育てや将来子育てを考えている方などが暮らせる民間の賃貸共同住宅を今後も維持・継続します。	地域振興対策室 福祉子育て支援課
村営住宅の適正管理	占冠村公営住宅等長寿命化計画に基づき、村営住宅の維持管理と戸数の適正管理を計画的に推進します。	建設課

(4) 働き方の見直しなどの啓発

推進事業名	事業の内容	担当
男女共同参画社会の周知啓発	男女共同参画社会を推進するため、国や道より啓発物があった際には、掲示や配布をするなど、啓発運動に取り組みます。	総務課 福祉子育て支援課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、広く意識の啓発を図ります。	総務課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発	関係機関と連携し、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の周知を図ります。	総務課

(5) 遊び場づくりの推進

推進事業名	事業の内容	担当
自然環境を活かした遊び場づくり	児童の健全育成と体験の場を充実させるため、占冠村の豊かな自然を活かした公園施設等、児童の遊び場づくりを検討します。	建設課 企画商工課 福祉子育て支援課 トナム支所 総務課

## 基本目標5 支援を必要とする子どもなどへの取組の推進

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、児童虐待防止対策の充実や、障がい児施策の充実に取り組み、こうした状況におかれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

### (1) 児童虐待防止対策の充実

推進事業名	事業の内容	担当
要保護児童対策協議会の推進	学校、保育所、主任児童委員、警察、医療機関、行政、地域住民等と連携し単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取組を目指します。 また、実務担当者における学習・研修会などへの参加や、連携を図ります。	福祉子育て支援課
児童虐待に関する一元的な相談窓口の設置	令和4年度に設置した子ども家庭総合支援拠点を児童虐待の一元的な窓口として位置付け、児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行うほか、相談等への対応を行います。 今後も家庭総合支援拠点の運営を継続するとともに、子育て世代包括支援センターの機能と子ども家庭総合支援拠点の機能を併せ持つ「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進めます。	福祉子育て支援課
親と子の心の健康づくり	母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するために、日常的な育児相談機能の強化、母子保健事業の充実を図ります。	福祉子育て支援課
主任児童委員による児童の健全育成、児童虐待防止活動の推進	主任児童委員の研修会への積極的参加、学校訪問の実施等を行い、地域において児童の健全育成や虐待の防止など、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって推進します。	福祉子育て支援課

### (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

推進事業名	事業の内容	担当
ひとり親家庭等に対する各種支援の充実	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の増進に努めます。また、ひとり親家庭等医療費給付を行います。	住民課
相談体制の充実や情報提供	ひとり親家庭等に対する相談体制の充実を図るとともに、施策・取組についての情報提供を行います。	福祉子育て支援課

### (3) 障がい児支援等の充実

推進事業名	事業の内容	担当
早期療育の充実	心身の発達の遅れが心配される乳幼児を早期に発見し、適切な療育指導を行うことにより、障がいの軽減を図り、二次的な障がいの発生を予防するとともに、在宅療育を支援します。  ○障がい児早期療育事業（富良野市こども通園センター「なかよし教室」、富良野市多機能型事業所「すくすく・のーびる」） ・通所のための交通費を助成します。 ・通所の必要がある場合、または希望に応じて施設との連絡・調整を行います。 ○巡回児童相談 ・年1回、旭川児童相談所の協力により実施します。学童も含め、子どもの発達についての相談を実施します。 ○巡回訪問 ・必要に応じ関係機関の連絡・調整を行います。	福祉子育て支援課

## 第5章 施策の展開

推進事業名	事業の内容	担当
特別支援教育の推進	障がいをもつ児童生徒が特別支援教育を受けられるように、障がいの判断や助言、保護者等への相談支援、学校への支援などの機能を有する組織体制を整え、学校や関係機関と連携協力を進めます。 また、保護者や関係者をはじめ、地域住民に対し特別支援教育についての理解を深めるための啓発活動を行います。	教育委員会 福祉子育て支援課
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	福祉子育て支援課
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。	福祉子育て支援課
放課後等デイサービス	放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行うことにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。	福祉子育て支援課
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。	福祉子育て支援課
障がい児相談支援	障がいのある児童が障がい児通所支援を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	福祉子育て支援課
特別な支援が必要な子どもの受け入れ	保育所及び学童保育において、障がいのある子どもなど特別な支援が必要な子どもの受け入れに努めます。	福祉子育て支援課

### (4) ヤングケアラー等への支援

推進事業名	事業の内容	担当
ヤングケアラー支援の推進	ヤングケアラーについて広く周知を図るとともに、ヤングケアラーが相談しやすい体制づくりや関係機関との連携による支援を推進します。	福祉子育て支援課

### (5) 外国人幼児等への支援

推進事業名	事業の内容	担当
外国人世帯への相談及び情報提供の推進	外国人幼児や両親が国際結婚の幼児などが円滑に保育所や子育て支援サービス等を利用できるよう、外国人幼児及びその保護者に対して相談対応などの支援を行います。	福祉子育て支援課

## 第6章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく子ども・子育て支援制度の概要は下記のとおりです。

子ども・子育て支援給付	<b>子どものための現金給付</b>	
	児童手当法等に基づく児童手当等の給付	
	<b>子どものための教育・保育給付</b>	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	<b>子育てのための施設等利用給付</b>	
	私学助成幼稚園の利用料や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化	
	<b>妊婦のための支援給付 【新規：令和7年4月1日施行】</b>	
	妊婦の認定時及び子どもの人数届け出時に給付金を支給	
	<b>乳児等のための支援給付 【新規：令和8年4月1日施行】</b>	
こども誰でも通園制度		
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	<b>地域子ども・子育て支援事業</b>	
	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	③妊婦健康診査	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業他	
	⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑧一時預かり事業	
	⑨時間外保育事業	
	⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）	
	⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
	⑭子育て世帯訪問支援事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務）	
⑮児童育成支援拠点事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務）		
⑯親子関係形成支援事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務）		
⑰妊婦等包括相談支援事業 【新規：令和7年4月1日施行】（努力義務）		
⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規：令和7年4月1日施行】		
⑲産後ケア事業 【新規：令和7年4月1日施行】（努力義務）		
<b>仕事・子育て両立支援事業</b>		
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業		
<b>働き方等の多様化に対応した子育て支援事業 【新規：令和8年10月1日施行】</b>		
1歳未満の子どもを養育する国民年金の被保険者に対する経済的支援		

### (1) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

### (2) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

## 2 教育・保育提供区域について

国の基本指針では、「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとなっています。

また、提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

当村では、サービス見込み量に関わる児童人口の推計や村の教育・保育の現状、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、村全体を提供区域とした場合、需要量と供給量について現在の施設定員で十分な対応が可能であることから、村全域を1つの提供区域として設定することとします。

なお、村全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

### (1) 教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号認定（3～5歳）</li> <li>・2号認定（3～5歳）</li> <li>・3号認定（0歳）</li> <li>・3号認定（1～2歳）</li> </ul>	村全体 （1地区）	第2期計画を継承し、村全体を1区域として設定します

### (2) 地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者支援事業</li> <li>②地域子育て支援拠点事業</li> <li>③妊婦健康診査事業</li> <li>④乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>⑤養育支援訪問事業</li> <li>⑥子育て短期支援事業</li> <li>⑦子育て援助活動支援事業</li> <li>⑧一時預かり事業</li> <li>⑨延長保育事業</li> <li>⑩病児保育事業</li> <li>⑪放課後児童健全育成事業</li> <li>⑭子育て世帯訪問支援事業</li> <li>⑮児童育成支援拠点事業</li> <li>⑯親子関係形成支援事業</li> <li>⑰妊婦等包括相談支援事業</li> <li>⑱乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）</li> <li>⑲産後ケア事業</li> </ul>	村全体 （1地区）	第2期計画を継承し、村全体を1区域として設定します

### 3 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

#### ■就学前児童数の推計値

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	3	5	5	5	6	6
1歳	6	3	5	5	5	6
2歳	6	6	3	5	5	5
3歳	11	6	6	3	5	5
4歳	6	11	6	6	3	5
5歳	5	6	11	6	6	3
合計	37	37	36	30	30	30

※実績値：住民基本台帳人口、推計値：コーホート変化率法に基づく推計

#### ■占冠中央小学校及びトマム学校（前期課程生）の児童数の推計値

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
6歳	6	5	6	10	6	6
7歳	7	6	5	6	10	6
8歳	10	7	6	5	6	10
9歳	9	10	7	6	5	6
10歳	5	9	10	7	6	5
11歳	2	5	9	10	7	6
合計	39	42	43	44	40	39

※実績値：住民基本台帳人口、推計値：コーホート変化率法に基づく推計

## 4 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

### (1) 1号認定及び2号認定

#### ① 1号認定（3歳以上／保育の必要性なし）

【単位：人】	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	0	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

#### ② 2号認定（3歳以上／保育の必要性あり）

【単位：人】	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	21	21	21	14	13	12
確保方策 ②		25	25	25	25	25
過不足 (②-①)		4	4	11	12	13

#### ■ 1号認定及び2号認定の確保方策の考え方

幼稚園及び認定こども園が村内にないため、1号認定希望も「占冠保育所」及び「トマム保育所」で受け入れることとします。「占冠保育所」及び「トマム保育所」の定員合計で1号認定及び2号認定の量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

### (2) 3号認定

#### ① 0歳（保育の必要性あり）

【単位：人】	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	0	3	3	3	3	3
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		▲3	▲3	▲3	▲3	▲3

#### ■ 3号認定（0歳）の確保方策の考え方

現在、「占冠保育所」及び「トマム保育所」では0歳児の受け入れを行っておらず、保育士の確保も難しい状況にあるため、計画期間における保育所への0歳児の受け入れは見送ることとします。

#### ② 1歳（保育の必要性あり）

【単位：人】	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	5	3	5	5	5	5
確保方策 ②		5	5	5	5	5
過不足 (②-①)		2	0	0	0	0

■ 3号認定（1歳）の確保方策の考え方

1歳児は従来通り「占冠保育所」及び「トママム保育所」で受け入れを行い、両保育所の合計定員で供給量を確保できる見込みです。

③ 2歳（保育の必要性あり）

【単位：人】	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	5	5	3	5	5	5
確保方策 ②		5	5	5	5	5
過不足 (②-①)		0	2	0	0	0

■ 3号認定（2歳）の確保方策の考え方

2歳児は従来通り「占冠保育所」及び「トママム保育所」で受け入れを行い、両保育所の合計定員で供給量を確保できる見込みです。

## 5 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

### (1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【単位：か所】	令和6年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	0	0	0	0	0	0
基本型・特定型	0	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	0	0	0	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業型	0	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0	0

#### ■確保方策の考え方

当村では利用者支援事業は実施せず、役場窓口を一元的な子育て支援窓口として子育てに関する相談・助言等に対応するほか、地域の子育て支援に取り組んでいきます。

### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【単位：回/月】	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	2	24	24	24	24	24
確保方策 ②		36	36	36	36	36
過不足 (②-①)		12	12	12	12	12

※量の見込み：年間利用者数の月平均（親子2名を1組として回数をカウント）

#### ■確保方策の考え方

令和6年度から占冠村地域子育て支援拠点事業として占冠保育所交流コーナーを週3回開放しています。現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、占冠村地域子育て支援拠点事業を今後も継続し、確保方策とします。

### (3) 妊産婦健康診査事業

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中及び産後の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【単位：回】	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	79	54	54	54	65	65
確保方策 ②		140	140	140	140	140
過不足 (②-①)		86	86	86	75	75

#### ■確保方策の考え方

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【単位：人】	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	6	5	5	5	6	6
確保方策 ②		10	10	10	10	10
過不足 (②-①)		5	5	5	4	4

#### ■確保方策の考え方

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

### (5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【単位：人】	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	4	3	3	2	2	2
確保方策 ②		5	5	5	5	5
過不足 (②-①)		2	2	3	3	3

#### ■確保方策の考え方

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

### (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【単位：人日】	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	0	34	33	28	28	28
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		▲34	▲33	▲28	▲28	▲28

#### ■確保方策の考え方

当村には児童養護施設がないことから事業としての展開は見送ることとします。子育て短期支援事業の利用希望があった場合には、近隣市町村の施設に関する情報提供を行います。

### (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【単位：人日】	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	0	0	0	0	0	0
低学年		0	0	0	0	0
高学年		0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

#### ■確保方策の考え方

量の見込みが0人日と算出され当事業のニーズはほとんどないと考えられることから、計画期間における事業としての展開は見送ることとします。

### (8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

#### ①一時預かり（幼稚園型）

【単位：人日】	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	0	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

②一時預かり（幼稚園型を除く）

【単位：人日】	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	0	0	0	0	0	0
確保方策 ②		250	250	250	250	250
過不足 (②-①)		250	250	250	250	250

■確保方策の考え方

当村では一時預かり事業の類似事業として子育て応援事業を実施しており、就学前児童の受け入れを行っています。

計画期間において当事業のニーズはほとんどないと見込まれますが、当事業を必要とする保護者がいた場合に児童の受け入れを行うため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育所において通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【単位：人】	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	28	29	30	23	23	22
確保方策 ②		30	30	30	30	30
過不足 (②-①)		1	0	7	7	8

■確保方策の考え方

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

(10) 病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【単位：人日】	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	0	37	36	30	30	30
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		▲37	▲36	▲30	▲30	▲30

■確保方策の考え方

病児保育事業の量の見込みがあり利用ニーズがある状況ですが、当村の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。

今後は近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

**(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【単位：人】	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	27	27	27	28	28	28
1年生		4	5	8	5	5
2年生		6	5	6	9	6
3年生		5	5	4	5	7
4年生		7	5	5	4	5
5年生		4	5	3	3	3
6年生		1	2	2	2	2
確保方策 ②		30	30	30	30	30
過不足 (②-①)		3	3	2	2	2

**■確保方策の考え方**

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

**(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

住民ニーズなどを把握するとともに、必要とされる助成について今後検討を進めます。

**(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

**(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】**

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

計画期間内において当事業のニーズはないと見込んでいますが、当事業の対象と考えられる家庭からの相談があった場合には、適切な支援を行うとともに必要に応じて適切な支援機関へつなぎます。

### (15) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

計画期間内において当事業のニーズはないと見込んでいますが、家庭や学校に居場所のない児童等がいた場合にはその状況に応じた支援を行います。

### (16) 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。

また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

計画期間内において当事業のニーズはないと見込んでいますが、当事業の対象と考えられる家庭からの相談があった場合には、適切な支援を行うとともに必要に応じて適切な支援機関へつなぎます。

### (17) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談やそれぞれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげます。

【単位：人】	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	/	15	15	15	18	18
確保方策 ②		20	20	20	20	20
過不足 (②-①)		5	5	5	2	2

#### ■確保方策の考え方

当村で実施している「伴走型相談支援」を確保方策とします。妊娠期の不安を解消し、安心して妊娠期を過ごせるよう訪問や電話・面談等により個別に支援を行います。

**(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】**

保育園などの従来の利用要件を緩和し、親が就労していない場合でも保育園や認定こども園、幼稚園などで時間単位でこどもを預けられるようにする制度です。

なお、令和8年度以降は新設される「乳児等のための支援給付」に当事業は位置付けられません。

【単位：人】	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	/	1	1	1	1	1
確保方策 ②		0	1	1	1	1
過不足 (②-①)		▲1	0	0	0	0

※単位「人」は必要定員数

■確保方策の考え方

占冠村地域子育て支援拠点事業で量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

**(19) 産後ケア事業【新規】**

産後に家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方などに対して、助産師等の専門職が支援を行います。

【単位：人日】	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	0	3	3	3	3	3
確保方策 ②		5	5	5	5	5
過不足 (②-①)		2	2	2	2	2

■確保方策の考え方

村外の医療機関への委託により産後ケア事業の提供体制を確保し、産後の体調不良や育児不安のある方を支援します。

## 6 教育・保育の一体的提供の推進

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組が進められています。

当村の就学前児童数は減少傾向にあります。教育・保育施設としては、認可外保育施設である「占冠保育所」「トナム保育所」の2箇所であり、当面は現状のまま運営を行っていくこととします。

### (2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

支援を必要とする子どもに対しては、占冠村障がい者計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事及び幼児教育アドバイザーの配置に関して検討を進めます。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

全ての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

### (4) 保育所と小学校等との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、保育所は幼児期の保育環境の充実を図るとともに小学校等と連携し、円滑な教育へつながるよう努めていきます。

## 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

### (1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、その利用料金は償還払いを基本とします。給付にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

### (2) 都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

## 8 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

### (1) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、乳幼児健診の場や保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。

また、保護者として監護を著しく怠ることはネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳の交付や乳幼児健診の機会などを活用して周知します。

### (2) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

当村においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求める等関係機関との連携を図ります。

### (3) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあることから、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

#### (4) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人ひとりの希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのため、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等を行います。

## 第7章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

#### (2) 地域における取組や活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

#### (3) 村民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、村民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識をもって主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めるとともに、村外に対してもホームページなどを活用し、情報発信を行います。

### 2 計画の点検・評価・改善

#### (1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、子ども・子育て会議で協議のうえ見直しを行うことができることとします。

#### (2) 計画の公表、村民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、村民への浸透を図ります。また、機会をとらえて村民意見を把握し、村民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

## 資料編

### 1 占冠村子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日 条例第 27 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、占冠村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉子育て支援課において処理する。

(報酬)

第7条 委員が会議に出席した場合は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 42 年占冠村条例第 14 号）の規定に基づき、報酬及び費用弁償を支給する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 12 日 条例第 1 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 9 日 条例第 13 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 14 日 条例第 9 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 占冠村子ども・子育て会議 委員名簿

任期 自 令和 6年11月 1日  
至 令和 8年 3月31日

	区分	氏名	所属	備考
1	保護者	大谷 かえで	父母の会会長	
2		関谷 佑佳理	トママキッズクラブ 会長	
3	事業主	赤石 美佐	保育士	
4	子育て事業 従事者	藤原 きみよ	占冠学童クラブ 指導員	
5		佐々木 綾実	子ども会育成協議会 会長	副会長
6	学識経験者	森田 智恵子	占冠村教育委員会 教育委員	
7		安居 明美	占冠村社会教育委員 委員長	会長
8		渡辺 幸恵	民生児童委員	

## 3 計画策定経過

年月日	会議名等
令和6年6月1日 ～令和6年6月14日	子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート実施
令和6年11月22日	第1回子ども・子育て会議開催 ○占冠村子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果について ○占冠村子ども・子育て支援事業計画素案について
令和6年12月16日 ～令和7年1月17日	意見募集（パブリックコメント）実施
令和6年1月24日	第2回子ども・子育て会議開催 ○第3期占冠村子ども・子育て支援事業計画の修正について ○パブリックコメントの結果について ○第3期占冠村子ども・子育て支援事業計画案について

## 4 根拠法令

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定に

よる計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

#### 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

##### （市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県計画等）

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3期占冠村子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

編集 占冠村福祉子育て支援課

〒079-2201 北海道勇払郡占冠村字中央

電話：0167-56-2125

Fax：0167-56-2184